

沖縄県教育大綱について

1 大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する大綱を定めることとされている。

大綱には、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策展開の方針を定めることとされている。

2 大綱の策定の趣旨

近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

知事と教育委員会が連携して大綱を策定することにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることができる。

3 沖縄県教育大綱について

沖縄県においては、平成27年11月19日に策定した「沖縄県教育大綱」の期間が平成28年度までとなっていることから、本会議での協議の結果を踏まえ、次期大綱を策定することとしている。

大綱の対象期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる基本施策を推進するため策定した「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の後期計画期間と整合を図るため、平成29年度から平成33年度までとする。

4 沖縄県教育大綱と沖縄21世紀ビジョン基本計画、教育振興基本計画の関係

沖縄県教育大綱は、沖縄県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の目標や施策展開の方針を定めたものであり、県の総合的な基本計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画が示す基本方向や基本施策に沿った内容とする必要がある。

また、沖縄県教育振興基本計画は、沖縄県教育大綱に沿って、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を具体的に定めるものである。

なお、沖縄県教育振興基本計画は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の教育に関する個別計画の性格を有する。

